

○多治見市郵便入札実施要領

平成16年3月25日告示第70号

改正

平成26年2月26日告示第38号  
平成27年3月6日告示第49号  
令和4年10月31日告示第250号

多治見市郵便入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、多治見市契約規則(昭和39年規則第6号。以下「規則」という。)第12条第3項の規定に基づき、本市の郵便入札の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(郵便入札の公告)

第2条 郵便入札においては、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項の規定による公告(以下「公告」という。)又は政令第167条の12第2項の規定による通知をする書面(以下「通知書」という。)に、規則第3条に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 入札書(別記様式第1号)の郵送方法
- (2) 入札書の送付先
- (3) 入札書の到着期限日時
- (4) 開札の日時
- (5) 開札の場所
- (6) 郵便入札の条件に反した入札を無効とする旨

(郵便入札に係る費用の負担)

第3条 郵便入札に係る費用については、入札の結果にかかわらず、入札参加者の負担とする。

(郵便入札の方法)

第4条 郵便入札の入札参加者は、入札書及び公告又は通知書により指定する書類(以下「入札書等」という。)を、一般書留、簡易書留又はレターパックプラスのうちいずれかの方法により、第2条第3号に規定する入札書の到着期限日時(以下「指定期限」という。)までに、財政課へ到着するよう郵送しなければならない。ただし、財政課への持参も拒まないものとする。

2 入札書等は、封筒に入れて封かんし、公告又は通知ごとに、当該封筒に事業番号及び事業名並びに入札者の商号又は名称及び代表者氏名を記載のうえ、当該封筒(以下「入札封筒」という。)を封筒に入れて郵送し、又は、これを持参するものとする。

3 郵送又は持参された入札書等は、撤回、書換え又は差換えをすることができない。

(郵便入札の無効)

第5条 規則第14条に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、当該入札は、無効とする。

- (1) 1通の入札封筒に2枚以上の入札書を入れたとき。
- (2) 同一事項に対し2通以上の入札封筒を郵送し、又は持参したとき。
- (3) 入札書等が指定された郵送方法以外で郵送されたとき。
- (4) 入札書等が指定期限までに財政課に到着しなかったとき。
- (5) 入札封筒に前条第2項に規定する事項が記載されていないとき。
- (6) 入札封筒に入札書等以外の物を同封したとき。
- (7) 入札封筒に入札書等が封入されていないとき。
- (8) 入札封筒に記載された案件名(事業番号及び事業名をいう。以下同じ。)と入札書等の案件名が異なるとき。
- (9) 入札封筒が封かんされていなかったとき。
- (10) 代理人が入札したとき。
- (11) その他指定された入札の条件に合致しないとき。

(開札の執行)

第6条 市長は、郵便入札の開札の執行に当たっては、公正性を確保するため開札の立会人(以下「立会人」という。)を選任し、立会わせるものとする。

(立会人)

第7条 開札の立会いを希望する入札参加者は、開札日の3日前(多治見市の休日を定める条例(平成元年条例第31号)第1条第1項に定める市の休日を除く。)までに開札立会申請書(別記様式第2号)により申請しなければならない。この場合において、代理人による立会いを希望する入札参加者は、立会人委任状(別記様式第3号)を提出しなければならない。

2 市長は、立会人として選任された者に対し、立会人選任通知書(別記様式第4号)によりその旨を通知するものとする。

3 立会人が開札に立ち会えないとき、又は立会人がないときは、当該入札事務に関係のない職員を立会人とする。

(立会人の職務)

第8条 立会人の職務は、次のとおりとする。

- (1) 入札参加者の確認
  - (2) 封筒が開札前に開封されていないことの確認
  - (3) 無効となる入札書の確認
  - (4) 落札業者及び落札金額の確認
  - (5) 立会人署名簿(別記様式第5号)への署名
- (くじによる落札者の決定)

第9条 開札の結果、落札となるべき価格と同一価格の入札者(以下「くじ対象者」という。)が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

2 前項のくじによる落札者の決定は、入札書に記入された3桁のくじ番号(くじ番号の1桁でも記入がされていない場合又は1字でも判別できない数字がある場合は、「999」とする。)及び多治見市競争入札参加者名簿の登録番号から別記に定める方法により算出した結果によって落札者を決定する。

3 くじによる落札者の決定は、開札後、直ちに行う。

(入札結果)

第10条 入札結果は、次により通知及び公表するものとする。

(1) 入札の結果、落札者が決定したときは、速やかに落札者に通知するものとする。無効となった者についても同様とする。

(2) 入札の結果、落札価格が多治見市低入札価格調査制度実施要領(平成11年訓令甲第16号)第2条に規定する基準価格を下回り、落札を保留したときは、その旨を当該入札の全ての参加者に通知するものとする。

(3) 入札の結果は、多治見市競争入札執行予定表等の閲覧及び契約結果の公表に関する要綱(平成12年告示第124号)の規定に基づき公表するものとする。

(異議の申立)

第11条 入札参加者は、郵便事故等により入札書等が指定期限までに財政課に到着しなかったことに関し、異議を申し立てることはできないものとする。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか、郵便入札の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成26年2月26日告示第38号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成27年3月6日告示第49号)

- 1 この告示は、平成27年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この告示による改正後の多治見市郵便入札実施要領、多治見市競争入札参加資格審査要綱及び多治見市競争入札参加者心得の規定は、施行日以後に入札に付される工事等について適用し、施行日前に入札に付される工事等については、なお従前の例による。

## 別記（第9条関係）

### 「くじ」の方法について

#### 1 入札書の「くじ番号」欄に任意の数字を記入

入札者が、くじを行う場合に備えて、入札書の「くじ番号」欄に、入札書提出時にあらかじめ任意の3桁の数字「000～999」を記入する（「0」の桁も記入すること。）。

なお、くじ番号が1桁でも記入がされていない場合や1字でも判別できない数字がある場合等は、「999」をくじ番号とみなす。

#### 2 くじの手順

- (1) くじ対象者に、多治見市競争入札参加者名簿の登録番号の小さい者から順に抽選番号（0，1，2，3，…）を付与する。
- (2) 入札書に記入されたくじ対象者のくじ番号を合計し、その合計値をくじ対象者の数で除し、余りを算出する。
- (3) 上記(1)の抽選番号と上記(2)で算出した余りが一致した者を落札者とする。

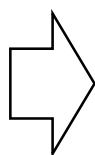
例) 入札参加者4者が同額入札の場合

##### (1) 抽選番号の付与

業者名	多治見市競争入札 参加者名簿登録番号	抽選番号
A社	9007	0
B社	9084	1
C社	9310	2
D社	9542	3

##### (2) くじ番号の和を求め、くじ対象者（同額入札者数）で除し、余りを算出

業者名	くじ番号
A社	040
B社	852
C社	291
D社	999



$$\begin{aligned} &040 + 852 + 291 + 999 \\ &= 2182 \\ &2182 \div 4 \text{ 者} = \text{商} 545 \text{ (余り} \dots 2 \text{)} \end{aligned}$$

##### (3) 落札者の決定

業者名	抽選番号	抽選結果
A社	0	
B社	1	
<b>C社</b>	<b>2</b>	<b>落札決定</b>
D社	3	